老人保健対象者の方 (75歳以上、一定の障害がある人は 65歳以上の人) は 平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に加入します

この制度では、対象者の皆さんが、病気やけがでお医者さんにかかった時の医療費などが、これまでの老人保健制度と同様のさまざまな給付サービスが受けられます。

- 医療費の自己負担は…かかった医療費の 1 割を負担します。ただし、現役並み所得のある人は、3割を負担します。(現在の老人保健と変わりません。)
- 保険料は…被保険者全員が人数割りで負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。



保険料



※賦課限度額 (50 万円) が設けられます。

○所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額(※)が下記の金額を超えない世帯	
7割軽減	基礎控除額(33万円)	
5割軽減	基礎控除額 (33 万円) + 24.5 万円×被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)	
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数	

- ※世帯の総所得金額:被保険者及びその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額 等の合算額
- ※基礎控除額等の数字は税法改正などで改正されることがあります。
- ★ 広域連合区域内(都道府県内)では、保険料率は原則として均一です。
- ★健康保険組合などの被扶養者で保険料を負担していなかった人も納付します。

被用者保険(健康保険組合や船員保険、共済組合等)の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった人も保険料を負担しますが、被保険者の資格を得た日の月から2年間、所得割額なし、均等割額5割軽減となります。

※平成 20 年度は、半年間の保険料凍結、残り半年間の 9 割軽減といった特例措置があります。

● 保険料の納め方…年額18万円以上の年金を受け取っている場合は、年金から保険料が天引きされます。(特別徴収) それ以外の場合は市町に納めます。(普通徴収)

※ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象になりません。

		平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 20 年 4 月 1 日から
制度の概要 ————	制 度 名	老人保健制度	後期高齢者医療制度
	対 象 者	75 歳以上の方および 65 歳以上で一 _ 定程度障害のある方	▶ 変更ありません
	保 険 証 (医療機関にかかるとき)	・健康保険証(国保、社保など) ・老人医療受給者証	・後期高齢者被保険者証 ※現在加入している健康保険から移行します (扶養の方は扶養からはずれます)。
	医療費の負担割合	一般の方は 1割負担 <u></u> 現役並み所得の方は 3割負担	▶ 変更ありません
	受けられる保険給付	療養の給付や入院時の食事代、高額 _ 療養費 など	▶ 変更ありません
	保険料	保険料は加入している保険者ごとに 納めます。 ※社会保険の扶養になっていた方は、保険料 負担がありません。	保険料は各都道府県の広域連合ごとに 決まり、一人ひとりが納めます。 ※社会保険の扶養になっていた方は、新たに 保険料を納める必要があります。

■**問合せ** 福井県後期高齢者医療広域連合 Tel 0776-54-6330 町民税務課 ☎ 47・8015